九　漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二の漁港台帳（以下この表において「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数。ただし、当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）及び港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要港湾に指定されているものに係るものを除く。 ［2　略］ 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等により漁港管理者、地方団体が組織する組合若しくは港務局の構成団体又はこれらの管理する漁港における経費の負担割合（以下この表中九及び十において「漁港の管理状況」と総称する。）に変更があつた場合における関係地方団体の係留施設の延長は、総務大臣が必要と認める場合に限り、その年の四月一日現在における漁港の管理状況により2の規定を適用して算定した数値を用いることができる。	メートル
［十～二十六　略］	［略］	
［削る］		
二十七　［略］	［略］	
二十八　［略］	［略］	
［二十九　十八歳以下人口］	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における十八歳以下の人口（以下「十八歳以下人口」という。）	人
［三十～三十九　略］	［略］	
四十　災害復旧事業費の	1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に	千円

九　漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二の漁港台帳（以下この表及び附則第二十一条第一項第一号の表において「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数。ただし、当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）及び港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要港湾に指定されているものに係るものを除く。 ［2　同上］ 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等により漁港管理者、地方団体が組織する組合若しくは港務局の構成団体又はこれらの管理する漁港における経費の負担割合（以下この表中九及び十並びに附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五において「漁港の管理状況」と総称する。）に変更があつた場合における関係地方団体の係留施設の延長は、総務大臣が必要と認める場合に限り、その年の四月一日現在における漁港の管理状況により2の規定を適用して算定した数値を用いることができる。	メートル
［十～二十六　同上］	［同上］	
二十七　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるもの（以下「一号認定子ども」という。）に限る。）の数（特別利用教育を受ける子どもの数を含む。）	人
二十八　［同上］	［同上］	
二十九　［同上］	［同上］	
［新設］		
［三十～三十九　同上］	［同上］	
四十　災害復旧事業費の	1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に	千円